

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するた

（和洋の法律の參照）一ノ月の内に、
保に関する法律（附則三条）
成一五年五月二三日法律第四五
（第三次改正）
成一七年四月二七日法律第三五五
（私の独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律の一部を改正する
法律（附則二条）

○不當景品類及び不當表示防止法

(法律第一百三十四号)

改正 昭和四七年五月三〇日法律第四四号

平成五年一月一二日法律第八九号

(行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律)第十二条

平成二年七月一六日法律第八七号

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)ハ

平成二年五月一九日去舞第117号

平成一二年五月一九日法律第七六号

平成一五年五月三日法律第四五号
保に関する法律（附則三条）

三月十三日江行錄四三

平成一七年四月二七日法律第三五号

保に関する法律の一部を改正する
法律(附則二一一条)

洪谷 隨錄二

ま、商品及び服務の双方二関連十

禁制品
及類
び

第一章 景品表示法・独占禁止法

卷之三

定義 (昭和二十二年法律第五十四号) の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

第二条 この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するた

めの手段として、その方法が直接的であるか間接的で

あるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に附隨して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

2 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であつて、公正取引委員会が指定するものをいう。

注 第一項・第二項 「指定」＝不当景品類及び不当表示防 止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件

第三条 公正取引委員会は、不当な顧客の誘引を防止するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供

を禁止することができる。

注 懸賞による景品類の提供に関する事項の制限、一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限、不動産業における景品類の提供に関する事項の制限、雑誌業における一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限、医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限、新聞業における景品類の提供に関する事項の制限

不当な表示の禁止

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

一、商品又は役務の品質、規格その他の内容について、

一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争

関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正

正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

二、商品又は役務の価格その他取引条件について、

実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利で

あると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正

正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示

三、前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正

公聴会及び告示

一項第一号一部改正二項追加(平一五法四五)、二項一部改正(平一七法三五)

注 第一項第三号「指定」 \rightarrow 無果汁の清涼飲料水等についての表示、商品の原産国に関する不当な表示、消費者信用の融資費用に関する不当な表示、不動産のおとり広告に関する表示、有料老人ホームに関する不当な表示

第二項「資料の提出」 \rightarrow 不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の規定による資料の提出

要求の手続に関する規則

第五条 公正取引委員会は、第二条(定義)若しくは前条第一項「不当な表示の禁止」第三号の規定による指定若しくは第三条(景品類の制限及び禁止)の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止を

しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるとみなす。

一項第一号一部改正二項追加(平一五法四五)、二項一部改正(平一七法三五)

な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示を出した事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条第一項及び第二項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

第一項第三号「指定」 \rightarrow 無果汁の清涼飲料水等についての表示、商品の原産国に関する不当な表示、消費者信用の融資費用に関する不当な表示、不動産のおとり広告に関する表示、有料老人ホームに関する不当な表示

第二項「資料の提出」 \rightarrow 不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の規定による資料の提出

要求の手続に関する規則

排除命令

ころにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるものとする。

2 前項に規定する指定並びに制限及び禁止並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行うものとする。

一・二項一部改正(平一五法四五)

注 第一項「公正取引委員会規則」 \rightarrow 不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する規則

公聴会に関する規則

第六条 公正取引委員会は、第三条(景品類の制限及び禁止)の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項(「不当な表示の禁止」)の規定による制限若しくは禁止又は第六十五条、第五十五条第二項、第五項及び第六項、第五十九条第二項、第五十五条第三項、二項、第六十五条、第六十七条、第六十九条第三項、第七十条の二第四項、第七十条の九から第七十条の十まで並びに第七十条の十二第二項を除く)の規定の適用については、前項に規定する違反行為は同法第十九条(「不公平な取引方法の禁止」)の規定に違反する行為(事業者団体が事業者に当該行為に該当する行為をさせようとする場合にあつては、同法第八条第一項第五号(「事業者団体による不公平な取引方法の禁止」)の不公平な取引方法に該当する行為)と、排除命令は排除措置命令とみなす。この場合において、同法第四十九条第一項(「排除措置命令」)中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、「違反行為を排除し、又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置」とあるのは「その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するため必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項」と、同条第二項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、同条第六項中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、「六十日」とあるのは「三十日」と、同法第七十条の十五(「事件記録の閲覧・謄写又は排除措置命令書等の謄抄本の交付」)中「排除措置命令書」とあるのは「排除命令書」と、同法第七十条の二十一(「行政手続

法の適用除外」中「第三章」とあるのは「第三章(第十
三条第一項及び第三節を除く。)」とする。

3 排除命令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に
関する法律第九十条第三号「確定排除措置命令違反の
罪」、第九十二条(徴収及び罰金の併科)、第九十五条第一
項第二号、第二項第二号及び第三項(罰則規定)、第九十
五条の二(違反行為の防止等をしない法人の代表者への罰
則)並びに第九十五条の三(違反行為の防止等をしない事
業者団体の理事等への罰則)(それぞれ同法第九十条第三
号に係る部分に限る)並びに第九十七条(排除命令違反
に対する過料)の規定の適用については、排除措置命令と
みなす。

旧二項削除(旧三項一部改正・二項に繰上(平五法八九)、
一項一部改正・二項一部改・三項一追加(平一五法四五)、
一項一部改正・二・三項一全改(平一七法三五))

第七条 都道府県知事は、第三条(景品類の制限及び禁止)
の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項(不
当な表示の禁止)の規定に違反する行為があると認める
ときは、当該事業者に対し、その行為の取りやめ若し
くはその行為が再び行われることを防止するために必
要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要
な事項を指示することができる。その指示は、当該違
反行為が既になくなつてゐる場合においても、するこ
とができる。

示知都道府県の指

号に係る部分に限る)並びに第九十七条(排除命令違反
に対する過料)の規定の適用については、排除措置命令と
みなす。

旧二項削除(旧三項一部改正・二項に繰上(平五法八九)、
一項一部改正・二項一部改・三項一追加(平一五法四五)、
一項一部改正・二・三項一全改(平一七法三五))

第七条 都道府県知事は、第三条(景品類の制限及び禁止)
の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項(不
当な表示の禁止)の規定に違反する行為があると認める
ときは、当該事業者に対し、その行為の取りやめ若し
くはその行為が再び行われることを防止するために必
要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要
な事項を指示することができる。その指示は、当該違
反行為が既になくなつてゐる場合においても、するこ
とができる。

求
委正取
の措置請
り
正の要
求

第八条 都道府県知事は、前条〔都道府県知事の指示〕の
規定による指示を行つた場合において当該事業者がそ
の指示に従わないとき、その他同条に規定する違反行
為を取りやめさせるため、又は同条に規定する違反行
為が再び行われることを防止するため必要があると認
めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定
に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、公正取引委
員会は、当該違反行為について講じた措置を当該都道
府県知事に通知するものとする。

本条一追加(昭四七法四四)、旧九条の三一部改正・八条に
繰上(平一七法三五)

第九条 都道府県知事は、第七条〔都道府県知事の指示〕
の規定による指示又は前条第一項〔公正取引委員会への
措置請求〕の規定による請求を行うため必要があると
認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業
に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若
しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の
事務所、事業所その他その事業を行つ場所に立ち入り、
帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に

入
報告及び微
入
検査等立

本条一追加(昭四七法四四)、一部改正(平一五法四五)、旧
九条の二一部改正(平一七法三五)

質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、
その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなけ
ればならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認め
られたものと解釈してはならない。

本条一追加(昭四七法四四)、一項一部改正・旧九条の四
九条に繰上(平一七法三五)

第十一条 公正取引委員会は、都道府県知事に対し、前三
条〔都道府県知事の指示、公正取引委員会への措置請求、報
告の徵収及び立入検査等〕の規定により都道府県知事が行う事
務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、
又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害して
いると認めるときは、当該都道府県知事に対し、当該
都道府県知事の事務の処理について違反の是正又は改
善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

本条一追加(昭四七法四四)、一項一部改正・旧九条の六一
一一条に繰上(平一七法三五)

第十二条 事業者又は事業者団体は、公正取引委員会規
則で定めるところにより、景品類又は表示に関する事
項について、公正取引委員会の認定を受けて、不当な
顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するための協
定又は規約を締結し、又は設定することができる。こ
れを変更しようとするときも、同様とする。

2 公正取引委員会は、前項の協定又は規約(以下「公
正競争規約」という。)が次の各号に適合すると認める
場合でなければ前項の認定をしてはならない。

1 不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保す
くは勧告をするため若しくは当該都道府県知事の事務
の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料
の提出を求めることができる。

2 都道府県知事は、公正取引委員会に対し、前三条〔都
道府県知事の指示、公正取引委員会への措置請求、報告の徵
収及び立入検査等〕の規定により都道府県知事が処理す
る事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは
勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

本条一全改(平一法八七)、旧九条の五一〇条に繰下(平
一七法三五)

第十七条 第六条第二項の規定により適用される私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六十二条において読み替えて準用する刑事訴訟法第八十五条〔証人の宣誓〕又は第一百六十六条〔鑑定人の宣誓〕の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者は、二十万円以下の罰金に処する。

本条一追加（平一七法三五）

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第十五条又は第十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す。

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に關して、第十五条又は第十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、各本条の罰金刑を科す。

3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に關する刑事訴訟法の規定を準用する。

本条一追加（平一七法三五）

附 則

施行期日	附 則（平成一年法律第八七号）抄
第一條 この法律は、平成六年一〇月一日から施行する。	この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日前においても、行なうことができる。
附 則（平成二年法律第七六号）抄	一部を次のように改正する。（次のよう「省略」）

2 第二条〔定義〕若しくは第四条〔不当な表示の禁止〕第三号の規定による制限若しくは禁止に係る公聴会は、これら施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。（次のよう「省略」）

附 則（昭和四七年法律第四四号）（第一次改正）この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

委政令への経過措置	施行期日	附 則（平成一五年法律第四五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日〔平成一五年六月二三日〕から施行する。ただし、第四条の改正規定、第五条第一項の改正規定及び第六条第一項の改正規定並びに第九条の二の改正規定（第四条）を「第四条第一項」に改める部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日〔平成一五年一月二三日〕から施行する。	日から施行」〔後略〕	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えた日〔平成一八年一月四日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。〔後略〕

措伴部不當表示法の表示不品過に一防品	部改正	不當表示法及び不品	施行期日	附 則（平成一七年法律第三五号）抄
第一條 この法律による改正後の不當景品類及び不当表示法の表示不品過に一防品	不當表示法及び不品	施行期日	第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成一八年一月四日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。〔後略〕	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えた日〔平成一八年一月四日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。〔後略〕
第二條 この法律による改正後の不當景品類及び不当表示法の表示不品過に一防品	不當表示法及び不品	施行期日	第二十一条 不當景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。	第二十二条 施行日前に前条の規定による改正前の不當景品類及び不当表示防止法第六条第一項に規定する違反行為について行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知又は前条の規定による改正前の不當景品類及び不当表示防止法第七条第一項の規定により適用される旧法第五十条第二項の規定によれば、当該違反行為に係る排除命令の手続及び審判手続開始決定書の謄本の送達があつた場合においては、前条の規定による改正後の不當景品類及び不当表示防止法及び新法の規定にかかわらず、なお前条の例による。
第三条 新法第六条第二項及び第八条第一項の規定は、この法律の施行後に公正取引委員会がした排除命令について適用し、この法律の施行前に公正取引委員会がした排除命令については、なお従前の例による。	不當表示法及び不品	施行期日	第三条 新法第六条第二項及び第八条第一項の規定は、この法律の施行前に公正取引委員会がした排除命令について適用し、この法律の施行前に公正取引委員会がした排除命令については、なお従前の例による。	第三条 新法第六条第二項及び第八条第一項の規定は、この法律の施行前に公正取引委員会がした排除命令について適用し、この法律の施行前に公正取引委員会がした排除命令については、なお従前の例による。
第四条 新法第九条の二の規定は、この法律の施行前に既になくなっている行為については、適用しない。	不當表示法及び不品	施行期日	第四条 新法第九条の二の規定は、この法律の施行前に既になくなっている行為については、適用しない。	第四条 新法第九条の二の規定は、この法律の施行前に既になくなっている行為については、適用しない。
第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關しても必要な経過措置は、政令で定める。	不當表示法及び不品	施行期日	第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關しても必要な経過措置は、政令で定める。	第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關しても必要な経過措置は、政令で定める。